

大口町高等学校等通学費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共交通機関等を使って高等学校等へ通学する者の保護者に対して、通学費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、進学の実現が広がるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 通学費用 公共交通機関が発行する通学定期乗車券の購入費用又はスクールバスの費用

(助成対象者)

第3条 この要綱による通学費用の助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

- (1) 通学費用の助成を受けようとする年度の10月1日（以下「基準日」という。）において、高等学校等に在籍する生徒の保護者
- (2) 基準日において、当該年度の4月1日から引き続き本町に住所を有する保護者
- (3) 18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの者）が高等学校等に通学するために通学費用を支払う保護者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生業扶助、その他の

公的制度による通学費用の助成等を受けていない保護者

(助成金額)

第4条 助成金の額は、1月当たりの通学費用（1月を超える通学定期券等を購入した場合には、当該通学定期券等の購入金額を当該通学定期券等の有効期間月数で除して得た額。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）に11を乗じて得た額から60,000円を控除して得た額に対し、生徒1人につき上限を30,000円として交付する。ただし、30,000円に満たない場合は、その額とする。

2 電車を利用する場合は、運賃のみとし、特急料金は対象外とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の申請をしようとする者は、毎年度の10月1日から11月30日までに、大口町高等学校等通学費助成金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 学生証又は在学証明書等の在学を証する書類
- (2) 申請年度内に購入された通学定期券等の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は却下の決定をし、その内容を大口町高等学校等通学費助成金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 助成金は、申請者の指定する金融機関に口座振替の方法により交付するものとする。

3 同条第1項により却下を決定したときは、前条による請求はなかったものとみなす。

(助成金の取消し等)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、大口町高等学校等通学費助成金取消通知書（様式第3）により助成金の交付

を取り消し、助成金が既に支給されている場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（令和2年9月30日 大口町告示第110号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第55号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月30日 大口町告示第67号）

この要綱は、告示の日から施行する。